平成２７年（フ）第６３４号
千葉県松戸市高塚新田123番地の２　高塚団地２街区７棟119号室
破産者　石井　勝利
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２２３１号
東京都千代田区神田鍛冶町３丁目５番地１
破産者　株式会社ファーストライズ
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９６７号
東京都千代田区西神田２丁目５番２号　ＴＡＳビル４階、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区大森西７丁目７番16号
破産者　株式会社日本総合セラピー協会
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９６８号
東京都千代田区西神田２丁目５番２号
破産者　株式会社東京国際セラピー協会
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９６９号
東京都江戸川区西葛西７丁目18―８―303、開始決定時の住所東京都江東区南砂２丁目34―８―807
破産者　高澤　美紀
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５９６号
東京都中央区銀座４丁目11番７号
破産者　大生工業株式会社
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６６号
神奈川県秦野市曽屋4294番地の７
破産者　株式会社エムアイ
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５４８号
神奈川県小田原市栄町２―９―33　アプリ１Ｆ―110、商業登記簿上の本店所在地静岡県伊東市八幡野1298―37
破産者　有限会社フェバリット
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第５０６１号
大阪市中央区平野町１丁目６番５号
破産者　株式会社平藏
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２６３号
大阪市東成区大今里西２丁目４番４号
破産者　芝産業株式会社
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５３９号
大阪府東大阪市高井田中４丁目１番17号
破産者　上田合金株式会社
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９９１号
大阪市北区芝田２丁目２―13
破産者　有限会社新陽総合警備保障
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０９６号
大阪市住之江区住之江２丁目12番19号
破産者　有限会社ホームガード
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３００号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目８番１―803号　アルバ摂津、商業登記簿上の本店所在地京都府相楽郡精華町祝園西１丁目42番地
破産者　株式会社るぽ
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９２号
堺市北区百舌鳥赤畑町２丁46番地２
破産者　有限会社ａ・ｒｕ　ａｓｓｏｃｉａｔｅ
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７８６号
堺市中区辻之864番地17、前住所堺市中区**槍**葉170番地　フェルティ・メイツ泉ヶ丘参番館501号
破産者　川北　　勇
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７８７号
堺市中区辻之864番地17、前住所堺市中区**槍**葉170番地　フェルティ・メイツ泉ヶ丘参番館501号
破産者　川北久美子
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０４６５号
静岡県静岡市駿河区池田642―３、商業登記簿上の本店所在地千葉県八街市文違301番地2822
破産者　有限会社ピーサクセス
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９８号
東京都狛江市岩戸北１丁目19番14号山地アパート101
破産者　櫻井　琢也
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９９９号
埼玉県所沢市青葉台1289番の２
破産者　有限会社経師はしもと
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０００号
東京都東大和市芋窪４丁目1805番地
破産者　橋本　義治
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部